



## 清瀬市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成金制度のご案内



清瀬市では、不妊・去勢手術を実施することにより飼い主のいない不幸な猫を減らし、被害や迷惑を未然に防止するために、手術費用の一部を助成しています。

**【助成対象者】** 不妊去勢手術に要した費用を負担した市内にお住いの個人及び市内で活動する団体（町会、自治会、ボランティア団体等）

**【助成対象猫】** 市内に生息する飼い主のいない猫（飼い猫は助成対象外）  
※他人の飼い猫を勝手に捕獲しないよう十分確認してください。

**【助成対象手術】** 動物病院等で不妊（卵巣又は卵巣と子宮を摘出することという。）又は去勢（精巣を摘出することという。）手術を実施し、その手術費用を支払った場合が対象です。  
猫に不妊去勢手術済みであることが分かる識別措置（耳カットなど）を講じてください。  
※当該猫がすでに手術済みと判明した場合は対象になりません。

**【助成金の額】** 不妊手術（めす）1 匹 5,000円、去勢手術（おす）1 匹 4,000円  
※手術費用の額が上記助成金の額を下回る場合は支払った額。

**【交付申込・請求方法】** 手術実施後、次の書類を下記申込窓口まで持参してください。

- 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成金交付申込書
- 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成金交付請求書（日付、請求金額欄は記入しないでください。）
- 不妊去勢手術に関わる動物病院の領収書（申込者あて）
- 不妊去勢手術を行った申込対象の猫の写真（耳カット等、手術済み識別用の標識が分かるもの）
- 不妊去勢手術を行った申込対象の猫の主な生息地を示す書類（地図など）
- 本人であることが確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）

**【申込受付期間】** 受付期間は手術実施日から起算して 60 日以内。（閉庁日の場合は前日）**交付決定は先着順に行い、期間内であっても予算に達した時点で受付を終了しますのでご了承ください。**

**【交付等の決定】** 申込書の内容を審査し交付を決定したときは助成金交付決定通知書により通知するとともに、請求書に記載された口座に助成金を振り込みます。また、不交付を決定したときは、助成金不交付決定通知書により通知します。

**【交付決定者の遵守事項】** 交付決定を受けた方は次に掲げる事項を遵守してください。

- 申込みした猫で譲渡可能なものについては終生屋内飼養をする者への譲渡に努めること。
- 申込みした猫を手術前の生息場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理などにより周辺環境の美化を図り近隣住民の理解を得るよう努めること。

### 【問合せ・申込窓口】

清瀬市 市民環境部 環境課 環境政策係

住所：清瀬市中里 5-842 電話：042-497-2099（直通）